

# フレキシブルファイバの取扱いについて (接続で取り扱う範囲の明確化)

---

令和3年2月24日

事 務 局

## 第1章 指定電気通信設備を用いた「接続」と「卸役務」の公正競争確保について

### 2. 「接続」と「卸役務」の代替性に関する検証

#### (3) 考え方

##### ① 代替性検証の進め方

卸役務による柔軟な設備利用を過度に抑制しないようにする観点から、指定設備卸役務のうち、卸先事業者から具体的に課題が相当程度寄せられており、公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと考えられる指定設備卸役務に絞って検証を行うことが適当である。

具体的には、オブザーバーからの意見や最終答申からの意見を踏まえれば、現時点では、固定通信分野については、「光サービス卸」及び「フレキシブルファイバ」、移動通信分野については、「モバイル音声卸」を検証の対象とすることが適当である。

ただし、「フレキシブルファイバ」については、構成員及び関係事業者から既設設備区間については接続により提供可能ではないかとの指摘がなされている等、制度的な整理について問題提起がなされているところであり、代替性を評価する前に、まずは、制度的な位置付けを明確にすることが必要である。

具体的には、令和3年度の接続料改定に際し、NTT東日本・西日本からフレキシブルファイバに係る第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号。以下「一種接続料規則」という。) 第3条に基づく許可申請が行われた場合には、接続として取り扱う範囲を明確にした上で対応を行うことが適当であり、設備投資促進の観点も踏まえながら、さらに研究会において検討を深めていくべきである(フレキシブルファイバの扱いに関する検討については、本章「4. フレキシブルファイバの扱い」を参照。)

(略)

## 4. フレキシブルファイバの扱い

#### (3) 考え方

これまでの議論を踏まえ、フレキシブルファイバの扱いに関する論点について、以下のように整理し、5Gにおける利用も見据え、速やかに検討を行っていくことが必要である。

##### ① 接続で取り扱う範囲の明確化

現在、携帯電話事業者等が携帯基地局等向けにNTT東日本・西日本の光ファイバを利用する場合には、まずNTT東日本・西日本に加入光ファイバによる提供の可否を確認し、対応ができないと判断された場合にフレキシブルファイバによる対応となるところ、接続として取り扱う範囲を明確にする観点からは、加入光ファイバの提供可否の判断基準をより明らかにしていくことが適当である。

その上で、他事業者がフレキシブルファイバを利用せず、同様の設備構築を加入光ファイバとの接続で行う場合に必要な対応について、NTT東日本・西日本の加入光ファイバと他事業者が自ら設置・調達する伝送路設備との接続をより行いやすくする観点から、関係事業者等からの要望も踏まえ、検討を進めていくことが適当である。

なお、他事業者から既設設備区間が接続となる新たなメニューの要望があった場合には、NTT東日本・西日本は当該事業者と適切に協議を行う必要がある。総務省においては、その状況を注視するとともに、必要に応じて更なる措置を検討することが適当である。

【前ページからの続き】

## ② フレキシブルファイバの適正性・公平性・透明性の確保

フレキシブルファイバは、指定設備を用いた卸役務であり、その提供条件の適正性・公平性・透明性を確保することは重要である。特に、卸料金の適正性を判断するに当たっては、構成員から加入光ファイバとの料金差について累次にわたり指摘があったことを踏まえると、加入光ファイバの接続料との比較で合理的な価格設定が行われているかという観点から検証することが適当である。

フレキシブルファイバの適正性・公平性・透明性を確保する方策としては、例えば、コストと料金の関係を時系列で比較し、差分について説明を求めることや、全卸先事業者との契約書等の提出を受け、総務省が検証・整理公表するとともに卸契約書の規定等に関して改善すべき事項があれば指摘するなどの措置が考えられる。また、卸先事業者からは提供の公平性に関するルール策定の必要性について意見があったところである。本研究会においては、関係事業者等から意見を聴取するなどし、具体的な措置について更なる検討を行うことが適当である。

## ③ その他の検討事項

構成員やオブザーバーから5G普及におけるフレキシブルファイバを含む光ファイバの重要性について意見があったことを踏まえ、例えば、構成員から指摘があったフレキシブルファイバの共用等、フレキシブルファイバを効果的・効率的に活用する方法について、関係事業者における取組の状況を確認し、課題がある場合には必要に応じて検討を行うことが適当である。

### (1) 接続で取り扱う範囲の明確化

- ① 接続として取り扱う範囲を明確にする観点から、加入光ファイバの提供可否の判断基準については、どのような点が明確化されるべきであるか。
- ② その上で、NTT東日本・西日本の加入光ファイバと他事業者が自ら設置・調達する伝送路設備との接続をより行いやすくする観点から、どのような対応が必要か。  
また、既設設備区間の接続による提供について、対応を要望する意見やかえって非効率になるとの意見等が寄せられているが、接続による提供を行うに当たって、具体的にどのような問題があるか。

### (2) フレキシブルファイバの適正性・公平性・透明性の確保

- ① 加入光ファイバの接続料との比較で合理的な価格設定が行われているかという観点も踏まえ、フレキシブルファイバの適正な料金を担保するにあたりどのような対応を行うことが考えられるか。
- ② フレキシブルファイバの透明性等を確保する方策としては、例えば、コストと料金の関係を時系列で比較し、差分について説明を求めることや、全卸先事業者との契約書等の提出を受け、総務省が検証・整理公表するとともに卸契約書の規定等に関して改善すべき事項があれば改善するなどの措置が考えられるが、どのように考えるか。
- ③ また、提供の公平性について、ガイドライン等のルールにより担保すべき等の意見が寄せられているところであるが、どのような具体的な措置が必要と考えるか。

### (3) その他の検討事項

- ① 5G普及におけるフレキシブルファイバを含む光ファイバの重要性を踏まえ、フレキシブルファイバの共用等、フレキシブルファイバを効果的・効率的に活用する方法について、事業者において考えられる取組はあるか。また、課題となるようなことはあるか。

- **既設設備区間は加入光ファイバと同じ設備を使うため「接続」と整理し、個別設備区間と一気通貫で利用可能にすべき。【KDDI】**
  - 5Gエリアの早期整備が求められる中、NTT東・西のボトルネック設備である光ファイバは、全国的なサービス展開に欠かせない存在。その光ファイバを使ったフレキシブルファイバは基地局整備における重要な選択肢の一つ。
  - 既設設備区間は加入光ファイバと同じ設備を使うため「接続」と整理し、個別設備区間と一気通貫で利用可能にすべき。既設設備区間を接続、個別設備区間を卸にした場合に非効率性が生じることについて、NTT東日本・西日本は合理的理由を説明すべき。
- **ビル屋上のフレキシブルファイバは接続で提供し、引き込みに係る工事費等は接続事業者が負担する新たな工事メニューを設定すべき。【ソフトバンク】**
  - 同じ加入光ファイバエリア内であっても、FFの扱いとなった場合、提供条件が加入光ファイバと大きく異なる。
  - ビル屋上のFFは接続で提供すべき。引き込みに係る工事費等は接続事業者が負担する新たな工事メニューを設定することで、NTT東西は投資リスクを回避可能。この場合、NTT東日本・西日本において、既設設備区間及び個別設備区間の一括申請受領・保守を行うべき。
- **加入光ファイバ(接続)の提供条件の明確化のため、設置条件等を事業者向けHPで開示する。【NTT東西】**
  - 加入光ファイバの提供条件の明確化のため、加入光ファイバの成端盤の設置条件等を運用マニュアルに追記し、加入光ファイバ利用事業者向け HP で開示。
- **加入光ファイバ(接続) +  $\alpha$  とするスキームの要望があれば、各事業者と個別に対応を検討。【NTT東西】**
  - 仮に加入光ファイバ(接続) +  $\alpha$  とするスキームの要望があれば、現行スキームと比べて提供条件等に差分が生じることから、各事業者に詳細要望を伺いながら個別に対応を検討していく考え。
- **他事業者が自ら設置・調達する場合の接続については、事業者からの要望を踏まえ協議する。【NTT東西】**
  - 他事業者が自ら設置・調達する伝送路設備との接続をより行いやすくする対応については、事業者からの要望を踏まえ協議を行い、実現に向けた検討を実施。

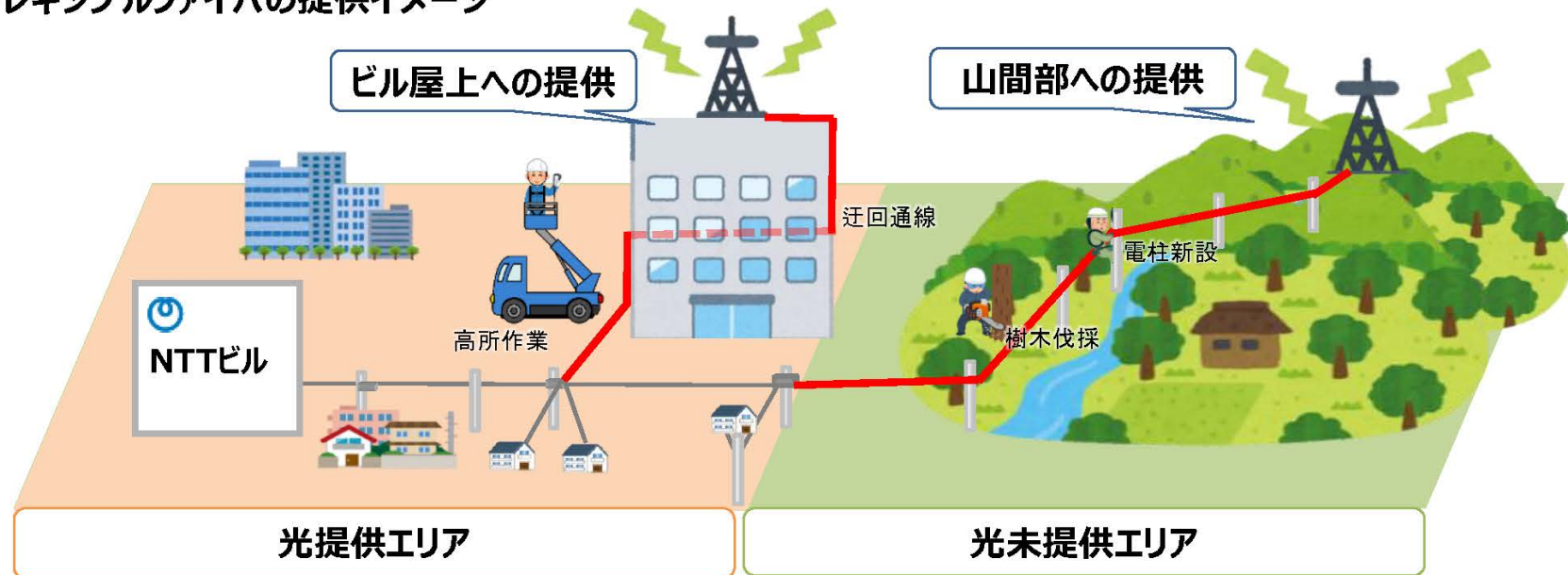
## フレキシブルファイバについて

- フレキシブルファイバは、山間部やビル屋上等、当社が光ファイバを設置していない場所において携帯事業者の要望に基づき提供
- 個別の要望に基づき構築することに加え、山間部やビル屋上の高所での光ファイバの保守や、そのための有スキル者の確保等が必要となることから、特殊な工程に応じた個別の料金となる

(特殊な工程の例)

- ・山間部での長距離にわたるケーブル敷設、電柱の新設、樹木伐採 等
- ・ビル屋上での高所作業・狭隘箇所での作業 等

### フレキシブルファイバの提供イメージ



## フレキシブルファイバに関する当社の考え

- 当社を含む事業者間で公平に利用可能であることが求められる加入ダークファイバに対し、フレキシブルファイバは、当社が提供していない場所において、携帯事業者の多様な要望に基づき個別に設備を設計・構築・保守することから柔軟な対応が求められる
- そのためには、山間部での長距離にわたるケーブル敷設・保守やビル屋上での高所・狭隘な場所での構築・保守等、特殊な対応が必要であり、利用事業者の利便性も考慮し、既設設備区間を含めた一体的な卸サービスとして事業者に対で提供しているもの
- また、個々の案件において、申込前に当社から概算額を提示することにより、利用事業者が他の手段と比較して選択することが可能となっている
- 今回、フレキシブルファイバの料金等について構成員や利用事業者からいただいたご意見を踏まえ、次頁以降のように、より分かりやすい料金・提供条件に見直すことを検討していく考え
- また、仮に“加入ダークファイバ（接続） + α”とするスキームの要望があれば、現行スキームと比べて提供条件等に差分が生じることから、各事業者に詳細要望を伺いながら個別に対応を検討していく考え

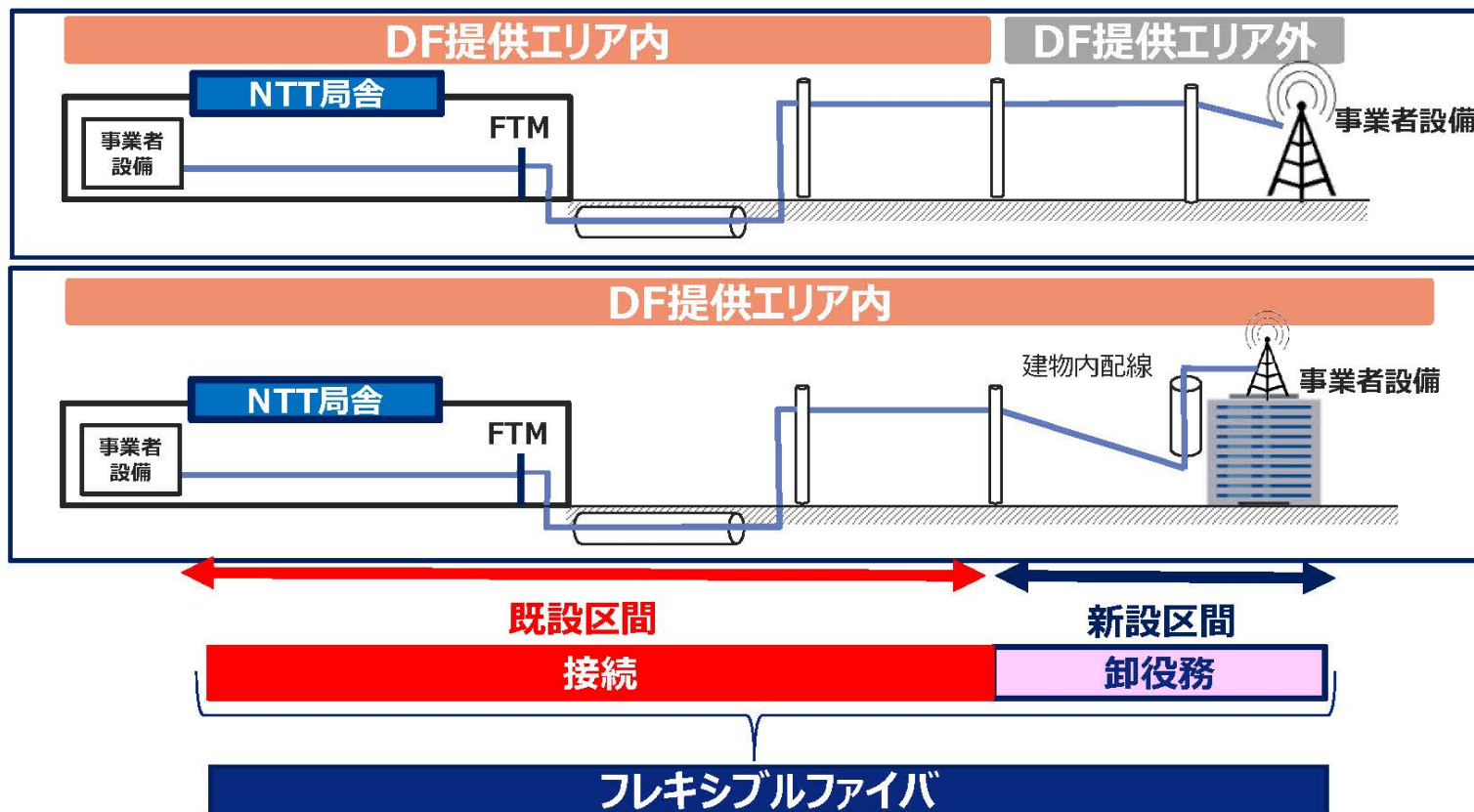


## 接続として取り扱う範囲の明確化 (2/2)

フレキシブルファイバの既設区間はダークファイバと同じ設備を使うため

**「接続」と整理すべき**

その上でサービスは**「一気通貫で利用」**できることが肝要



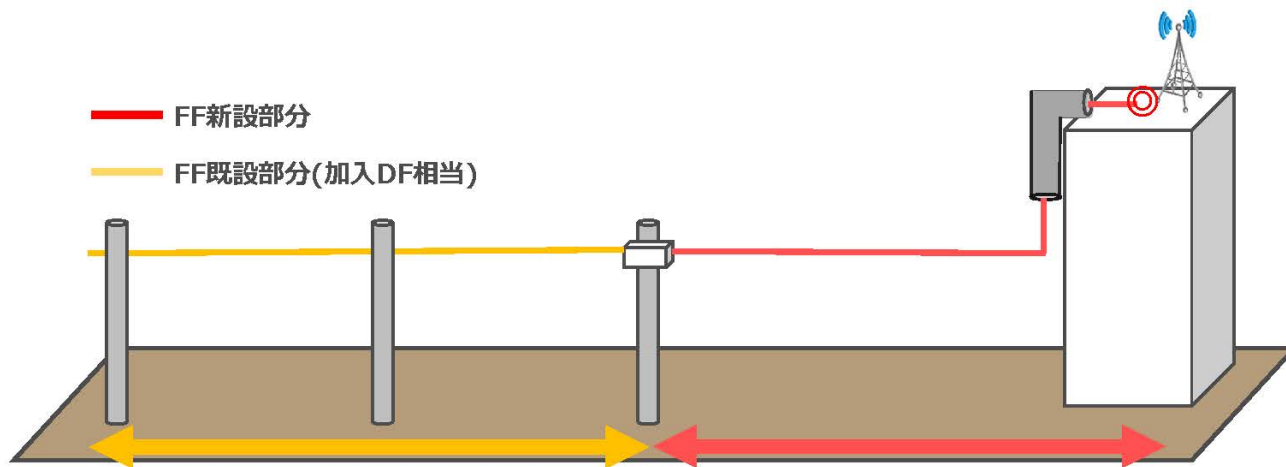
既設区間を接続、新設区間を卸にした場合に非効率性が生じるとのご意見について合理的理由を説明いただきたい



## 加入DFエリア内のFF(ビル屋上等)の取り扱い③

ビル屋上へ引き込む新たな工事メニューを設定し、  
一体的に加入DFとして扱うことを提案

※事業者要望で新設した引き込みに係る工事費等は事業者負担とし、  
NTT東西殿の投資リスクを回避



提供形態	接続(加入DF)
提供料金	加入DFシングルスターの <b>接続料</b>
	新たな工事メニュー (事業者で費用負担)
運用方法	既設・新設部分を、 <b>NTT東西殿が一括申請受領・保守</b>

## <接続応諾義務>

- 電気通信回線設備への接続を他の電気通信事業者から求められた場合に、それに応ずる義務があるか否かについては、全ての電気通信事業者において、事業法第32条の接続応諾義務があるか否かによって、個別具体的に判断されるべきものである。
- すなわち、事業法第32条及び施行規則第23条に限定列挙されている以下の接続拒否事由に該当しない場合には、接続の請求に応じる必要がある。
  - ① 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。 ※1
  - ② 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。 ※2
  - ③ 前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき。

事業法第32条第3号に掲げる総務省令で定める正当な理由(施行規則第23条)

- ③-1 電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること。
- ③-2 電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること。

※1:具体的には、接続の請求を受けた電気通信事業者の設置する電気通信回線設備を損傷し、又はその機能に障害を与えるおそれがあるときや接続の請求を受けた電気通信事業者の提供する電気通信役務について適正な品質の維持が困難となるとき等が該当する。

※2:具体的には、接続を請求する電気通信事業者の電気通信設備を用いて提供される役務と需要を共通としているため、請求を受けた電気通信事業者において、その設置する電気通信回線設備の保持が経営上困難となる等、経営に著しい支障が生じるとき等が該当する。

### <接続に関する命令>

- 電気通信事業者が他の電気通信事業者に接続協議を申し入れたにも関わらず、協議に応じないまたは、協議が調わなかった場合には、申し立てにより、総務大臣から協議の開始又は再開を命じることができる旨、事業法第35条第1項及び第2項に規定されている。

### <総務大臣裁定>

- 電気通信事業者が他の電気通信事業者からの接続協議には応じているものの、負担すべき金額や接続条件などの接続協定の細目について、協議が調わない場合には、事業法第35条第3項及び第4項に規定する総務大臣の裁定を申請することができる。
- 総務省においてこのような申請を受理したときは、金額については、当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本として裁定を行うこと等について「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」(平成30年1月16日)に定めている。

## ＜第一種指定電気通信設備＞

- 電気通信事業法(昭和59法律第86号)(以下「事業法」という。)において、第一種指定電気通信設備は、利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備(固定端末系伝送路設備)を相当な規模で設置する電気通信事業者が設置する電気通信設備のうち、その固定端末系伝送路設備及びこれと一体として設置される電気通信設備について総務大臣が指定するものである。
- ここでいう「利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備(固定端末系伝送路設備)」には、個人向けのみならず法人、当然携帯電話事業者向けのものも含まれるものであり、電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)第3条に基づき、総務大臣は、NTT東西を含む固定端末系伝送路設備を設置する事業者から、固定端末系伝送路設備の年度末の設置状況の報告を毎年度受けている。
- 第一種指定電気通信設備との接続は、
  - ・ 他の電気通信事業者の事業展開上不可欠であり、当該電気通信設備に係る接続料及び接続条件は、我が国の電気通信サービスの料金水準、サービス品質の全体に影響を及ぼすものとなっていること、
  - ・ 第一種指定電気通信設備との円滑な接続の確保は、利用者の利便の向上等に欠くことができないものであること、
  - ・ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、他の電気通信事業者との接続協議において、強い交渉力を有し、優位な地位に立つことに鑑み、事業法第33条において、その接続料及び接続条件について、接続約款を定め、それについて総務大臣の認可を受け、公表すること等が義務づけられている。

## <第一種指定電気通信設備(前ページからの続き)>

- 事業法第33条第1項では、総務省令で定める区域(現在は概ね都道府県)ごとに、固定端末系伝送路設備の占有率が50%を超える場合に、当該区域における固定端末系伝送路設備とそれと一体として設置する電気通信設備を総体として不可欠な電気通信設備として総務大臣が指定できるとされている。
- これに基づき、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第23条の2及び告示(平成13年総務省告示第243号)において、総務大臣が固定端末系伝送路設備等の不可欠設備を総体として指定をしているところである。
- なお、設備のボトルネック性は、指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者がその設備をどのような役務に用いているかとは無関係に判定されるべきものであり、役務の種類とは切り離して、ボトルネック性の有無を判断することを基本としている。
- NTT東西がFTTHアクセスサービスやフレキシブルファイバの提供に利用している光ファイバは、固定端末系伝送路設備であり、電気通信事業法第33条に規定する第一種指定電気通信設備である。
- 総務大臣は、申請された第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款について、接続料が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額になっていることや接続条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと等の条件に適合していると認めるときは、認可をしなければならないこととされている。
- また、総務大臣は、認可を受けた接続約款で定める接続料が不相当となったため又は当該接続約款で定める接続条件が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となったため、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、相当の期限を定め、当該接続約款の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

●電気通信事業法 (昭和59法律第86号)

(電気通信回線設備との接続)

第三十二条 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

- 一 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。
- 二 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき。

●電気通信事業法施行規則 (昭和60年郵政省令第25号)

(電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由)

第二十三条 法第三十二条第三号の総務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

- 一 電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること。
- 二 電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること。

## ●電気通信事業法 (昭和59法律第86号)

(電気通信設備の接続に関する命令等)

- 第三十五条 総務大臣は、電気通信事業者が他の電気通信事業者に対し当該他の電気通信事業者が設置する電気通信回線設備と当該電気通信事業者の電気通信設備との接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかつた場合で、当該協定の締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあつたときは、第三十二条各号に掲げる場合に該当すると認めるとき及び第百五十五条第一項の規定による仲裁の申請がされているときを除き、当該他の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずるものとする。
- 2 総務大臣は、前項に規定する場合のほか、電気通信事業者間において、その一方が電気通信設備の接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかつた場合で、当該一方の電気通信事業者から申立てがあつた場合において、その接続が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認めるときは、第百五十五条第一項の規定による仲裁の申請がされているときを除き、他の一方の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。
  - 3 電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないときは、当該電気通信設備に接続する電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務大臣の裁定を申請することができる。ただし、当事者が第百五十五条第一項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。
  - 4 前項に規定する場合のほか、第一項又は第二項の規定による命令があつた場合において、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について、当事者間の協議が調わないときは、当事者は、総務大臣の裁定を申請することができる。
  - 5 総務大臣は、前二項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えなければならない。
  - 6 総務大臣は、第三項又は第四項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。
  - 7 第三項又は第四項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議が調つたものとみなす。
  - 8 第三項又は第四項の裁定のうち当事者が取得し、又は負担すべき金額について不服のある者は、その裁定があつたことを知つた日から六月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。
  - 9 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。
  - 10 第三項又は第四項の裁定についての審査請求においては、当事者が取得し、又は負担すべき金額についての不服をその裁定の不服の理由とすることができない。

## ● 接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針 (平成30年1月16日 総務省)

電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額(以下「金額」という。)について当事者間の協議が調わないときは、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第35条第3項又は第4項の規定により、当事者の一方又は双方は、総務大臣の裁定を申請することができることとされている。このような申請を受理したときは、総務省では、次の方針を基本として裁定を行うこととする。

1. 金額※については、当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とする。  
※ 認可された接続料等を除く。
2. 1. の原価等の算定のため、接続に関して生じる費用等、算定根拠となるようなデータの提供を関係当事者に対して求めることとする。
3. 2. において有効と認められるデータの提供が行われない場合には、1. の原価等の算定のために、近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いることとする。

(注) 卸電気通信役務の提供又は電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に係る金額に関して、当事者間の協議が調わないとして、法第38条第2項又は第39条において準用する法第35条第3項又は第4項の規定に基づき裁定の申請があったときも、1. から3. までに準じて対応することとする。



## ●電気通信事業法(昭和59法律第86号)

(第一種指定電気通信設備との接続)

第三十三条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、全国の区域を分けて電気通信役務の利用状況及び都道府県の区域を勘案して総務省令で定める区域ごとに、その一端が利用者の電気通信設備(移動端末設備を除く。)と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備の電気通信回線の数の、当該区域内に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該区域において当該電気通信事業者がこれと一体として設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備として指定することができる。

2 前項の規定により指定された電気通信設備(以下「第一種指定電気通信設備」という。)を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額(以下この条において「接続料」という。)及び他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術的条件、電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別その他の接続の条件(以下「接続条件」という。)について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 (略)

4 総務大臣は、第二項(第十六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項、第六項、第九項、第十項及び第十四項において同じ。)の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第二項の認可をしなければならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ 他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所における技術的条件

ロ 総務省令で定める機能ごとの接続料

ハ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及びこれとその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項

ニ 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別

ホ イからニまでに掲げるもののほか、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項

二 接続料が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額に照らし公正妥当なものであること。

三 接続条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。

四 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(略)

6 総務大臣は、第二項の認可を受けた接続約款で定める接続料が第四項第二号に規定する金額に照らして不適当となつたため又は当該接続約款で定める接続条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となつたため公共の利益の増進に支障があると認めるときは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

(略)

## <基本的な考え方>

- フレキシブルファイバで利用されている光ファイバ設備は固定端末系伝送路設備であり、第一種指定電気通信設備であるが、これまでは、卸電気通信役務での提供が行われている区間については、接続料規則第3条但し書に基づく総務大臣の許可を受けて接続料原価から当該卸電気通信役務での提供に利用している固定端末系伝送路設備のコストを除外する取扱いをしてきている。
- こうした中、今般、他事業者からの要望を踏まえ、フレキシブルファイバについて接続に関する制度的な整理が求められているところ、接続制度の基本的な考え方とおおり、接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難である等の接続拒否事由に該当しない場合には、接続に応じる義務があるものである。
- この点、現在NTT東西がフレキシブルファイバとして提供の申込を受け付けている形態について、NTT東西が接続に応じることが技術的又は経済的に著しく困難である等の接続拒否事由に該当するかについて、具体的なケースごとに検討していくことが適当ではないか。
- 他方で、接続による提供の有無に関わらず、卸先事業者と合意の上で、卸電気通信役務による提供を行うことは可能である。

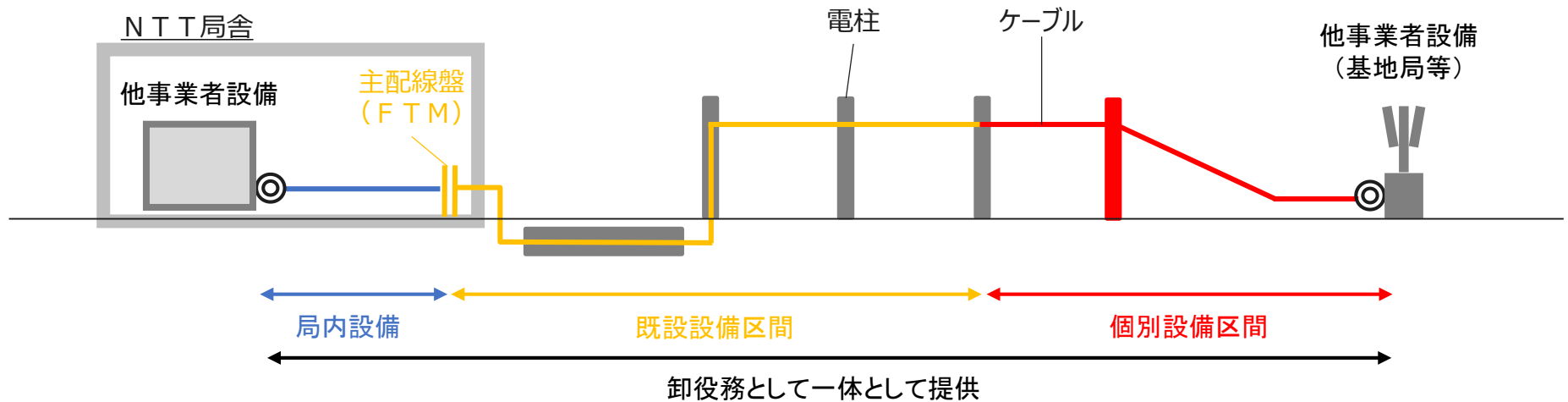
### <基本的な考え方(前ページからの続き)>

- なお、ヒアリングにおいて、NTT東西からは、ソフトバンク、KDDIへのフレキシブルファイバの概算金額提示件数のうち、実際に開通された割合(平均開通割合)が約6割であるとの理由により、フレキシブルファイバを使わなくとも各社は同様の設備を設置することが可能である旨の説明が行われた。
- ここでNTT東西が主張する約6割という水準は、第一種指定電気通信設備制度においてボトルネック性を判断する都道府県毎の占有率に基づく基準である「50%」を超えているものである。
- この点、より詳細に確認を行ったところ、
  - ① NTT東西からは、NTTドコモも加えたMNO3社の平均開通割合(2017～2019年度実績)について、約7割となっている旨の回答があった。
  - ② NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクのMNO3社に対しては、各社の平均開通割合(2017～2019年度実績)及び開通しなかった場合において敷設を断念した割合や自社やNTT東西以外の他社により敷設した割合について確認し、MNO3社において、NTT東西からフレキシブルファイバの概算金額提示を受けた件数のうち、敷設しなかった件数を除いた件数を分母にして、フレキシブルファイバにより開通した件数を算定したところ、フレキシブルファイバにより開通した割合は、87%(13%が自社又はNTT東西以外の他社による敷設等)であった。
- これらを踏まえると、フレキシブルファイバに利用されているNTT東西の固定端末系伝送路設備は、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠であり、当該電気通信設備に係る接続料及び接続条件は、我が国の電気通信サービスの料金水準、サービス品質の全体に影響を及ぼすものであると考えられるのではないか。

<具体的なケースにおける対応の考え方>

- フレキシブルファイバとして提供が想定されている設備は、いずれも固定端末系伝送路設備であるダークファイバであり、その「局内設備」と「既設設備区間」の設備は、基本的に既設の設備となっている。フレキシブルファイバが提供されるごとに、「個別設備区間」の設備は基本的には新設されるが、これに限らず、固定端末系伝送路設備との接続が行われる際には、通例、柱上から引き込みが行われる等、設備が新設される。なお、新設部分は既設の設備に光ファイバを融着させ、延伸して一体的に利用するものである。

フレキシブルファイバの概要図



- NTT東西からは、フレキシブルファイバは、携帯事業者の要望に基づき、山間部やビル屋上等でNTT東西が「個別設備区間」の光ファイバを設置して提供しており、大別すると、光エリア内のビル屋上に向けて設置する場合と、光エリア外のルーラルエリアに設置する場合がありますと説明されている。
- これらのケースにおいて、改めて接続事業者の要望を詳しく確認したところ、いずれの場合についても、接続事業者から接続による提供を求める具体的な要望が寄せられている。これを踏まえると、それぞれのケースにおいて、制度的な位置づけを整理するとともに、求められる対応を検討する必要があると考えられる。

## <具体的なケースにおける対応の考え方(前ページからの続き)>

- まず、光エリア内のビル屋上に向けて設置する場合については、ルーラルエリアへの光ファイバの設置と比較して、配管等を他事業者又はビルオーナーが準備するという特徴はあるものの、光ファイバの長さが一定の範囲に収まり、工事料金の分布範囲も狭く、NTT東西からも卸料金の単金化を検討する旨説明もあったところである。また、他事業者からも接続料や工事費の必要な費用の負担は行うとの考えが表明されていることを踏まえれば、技術的又は経済的に著しく困難である等の接続拒否事由に該当することは想定されず、NTT東西は基本的には接続に応じる義務があると考えられる。
- このため、接続事業者からの円滑な接続を確保する観点からは、ビル屋上等の携帯電話基地局向けに光ファイバを設置するための接続メニューを速やかに接続約款に規定して、接続事業者が利用可能な状態にしておくことが適当ではないか。
- 他方で、光エリア外のルーラルエリアに設置される場合に関しては、ビル屋上の場合と比較して、工事内容が敷設場所ごとに大きく異なり、光ファイバの距離や費用の分布の範囲も幅広く、技術的又は経済的に著しく困難である等の接続拒否事由に該当するか否かを直ちに判断することは困難である。また、仮に接続メニューを接続約款に規定するとしても、接続として提供されるべき範囲の具体化や運用面での検討に時間が生じることが考えられるのではないか。
- 一方で、5G基地局整備がまさに進められている中で、その提供までの期間を徒に延ばすことは、適切でないことから、検討は速やかに行われることが必要ではないか。
- また、ビル屋上及びルーラルエリアともに、接続メニューの検討に当たっては、接続事業者の要望を踏まえることが重要であると考えられることから、各社から、接続メニューとして利用する場合に求める条件として示された要望を踏まえた検討が必要ではないか。
- 具体的には、既設設備区間との一体的な提供や迅速な提供(手続きの一体性も含む)、事後的に共用することとなった場合にその共用が簡便に認められること、納期、概算金額等が示された上で利用の判断が可能であること、既存のフレキシブルファイバを接続での利用に変更する場合には、物理的な回線切替え工事や煩雑な手続等が発生しないこと等の条件に可能な限り対応するよう、NTT東西において検討することが適当ではないか。

### ＜接続として提供する場合の費用負担方法＞

- 接続による提供が求められた場合に、どのような形で提供すべきかについては、多くの事業者が共通的に利用することとなる機能が「ネットワークが本来有すべき機能」(「基本的な接続機能」)である場合は、現行の接続約款の「網使用料」のように、その費用を、基本的にネットワーク利用に応じて、NTT東西、各接続事業者が同等に負担し、基本的な接続機能でない場合には、網改造料等として個別の事業者からその接続に要する費用の負担が求められるべきものである。
- この点、フレキシブルファイバの既設設備区間については、FTTHアクセスサービスを提供するNTT東西も含めた他の接続事業者と共通的に利用していることから、基本的な接続機能として、網使用料として負担を求めることが適当ではないか。
- 他方で、フレキシブルファイバの個別設備区間については、NTT東西からの説明によれば、一部のルーラルエリアでは個別設備区間について、携帯電話事業者が共用している状況にあるが、基本的には、個別設備区間の光ファイバについて共用は行われず、携帯電話事業者ごとに、ケーブルを占有して利用している状況である。MNO3社及びBBバックボーンからも、現在はそのような状況であるとの回答があった。
- 通常、このような場合であれば、既設設備区間については、他の加入光ファイバを利用する接続事業者と費用を同等に負担する「網使用料」とし、個別設備区間については、利用する携帯電話事業者が「網改造料」等として、個別に費用負担を求めることが考えられるが、「網改造料」等の検討に当たっては、所要の費用が適切に負担される仕組みを検討することが必要であるとともに、接続事業者から、共用して利用することについての意見も寄せられているところであり、接続約款の認可プロセスにおいて、接続事業者が具体的に求めている接続形態等について、NTT東西から説明を求めた上で判断していくことが適当ではないか。
- なお、現在のNTT東西のフレキシブルファイバについては、第一種接続会計上、NTT東西の設備利用部門が、携帯電話事業者に提供しているものと整理されており、NTT東西の設備利用部門が、NTT東西の設備管理部門に、既設設備区間については加入光ファイバのシングルスター相当の振替接続料を支払い、個別設備区間については、第一種接続料規則における算定方法に準じた方法として、実費相当額が支払われる形で整理されている。

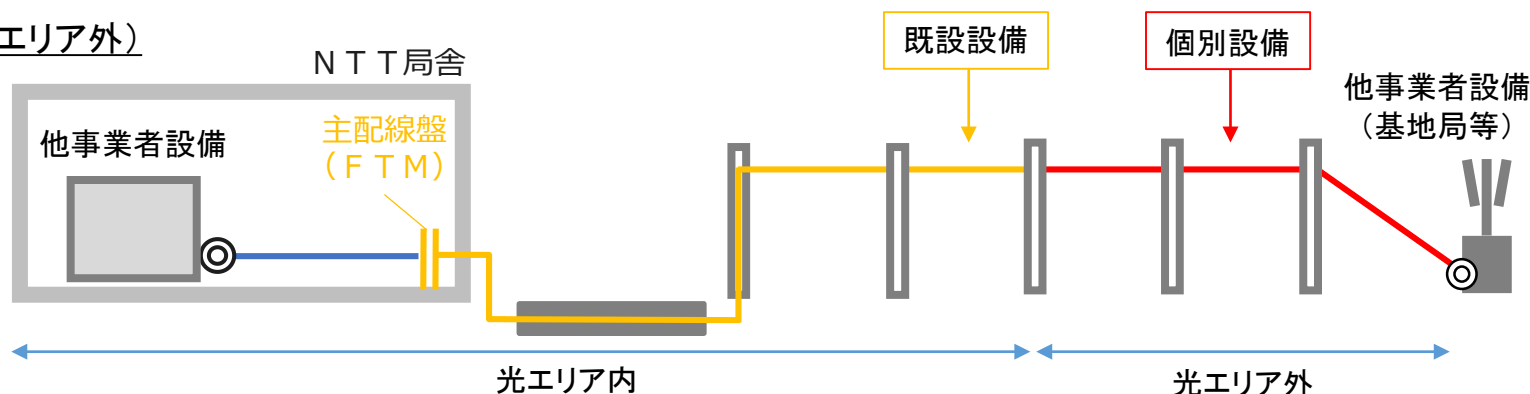
## <今後の進め方>

- 総務省が適切にフォローしながら、事業者間で協議を行った上で、NTT東西において実現に向けた課題の整理や、実現方法、実現時期などについて検討し、5G基地局の整備に当たって重要な設備であることも踏まえれば、速やかに対応することが必要ではないか。
- ビル屋上における携帯電話基地局向けの光ファイバ設備への接続について、速やかに接続メニューを規定するための接続約款の変更認可申請を行い、他方、ルーラルエリアについては、接続事業者とも協議を行いながら、ビル屋上よりも検討時間が必要であることは考慮しつつも、できるだけ速やかに、接続による提供が技術的又は経済的に著しく困難である等の接続拒否事由に該当する具体的な場合について、現在提供されているフレキシブルファイバの実態との整合も踏まえて検討し、総務省に報告を求めることが適当ではないか。
- この際、NTT東西の接続約款の変更認可申請が必要以上に遅れることになると、その分、フレキシブルファイバを利用する他事業者は卸による提供を受けざるを得ず、接続により提供を受ける場合と比べ負担が重くなることも考えられることから、速やかな対応が求められるのではないか。このため、速やかに対応が行われない場合には、接続約款の変更に係る命令も視野に入れ、追加的な措置を検討することが考えられるのではないか。
- また、フレキシブルファイバとして卸役務により既に提供している光ファイバ設備について、卸先事業者から接続による提供を求められた場合について、その移行は円滑に行われることが必要である。このため、移行に係る費用や手続が必要最小限のものとなっていることについて、本研究会においてNTT東西から説明を求めることが適当ではないか。仮に、合理的な理由なく、円滑な移行を妨げている事情が認められる場合には、追加的な措置について検討を行うべきではないか。
- さらに、本研究会での論点である、NTT東日本・西日本の加入光ファイバと他事業者が自ら設置・調達する伝送路設備との接続をより行いやすくする観点から、どのような対応が必要かについても、これらの接続メニューに係る協議を実施する中で具体的な要望を踏まえて検討することが適当ではないか。
- これらの対応状況について、遅くとも本研究会において報告書の取りまとめに向けた議論が行われる予定の本年5月末までに総務省に報告を求め、それを踏まえて本研究会において、必要に応じて検討を実施することが適当ではないか。

- フレキシブルファイバは、携帯電話事業者等に対し、**既設設備が存在しないエリア等において、個別設備を設置し、既設設備区間の設備と組み合わせて伝送路設備等を提供するサービス**。提供形態は、これまで、卸電気通信役務でのみであり、相互接続では実施されていない。
- フレキシブルファイバは、NTT東日本・西日本の**光エリア外において新たに設備を構築して役務提供するもの**とNTT東日本・西日本の**光エリア内においてビルの屋上等NTT東日本・西日本が指定する成端箇所以外の箇所に成端するもの**の2つに大別される。
- これらの**料金体系は同じ**であり、NTT局舎内、既設設備区間、個別設備区間それぞれにおいて料金が設定されている。

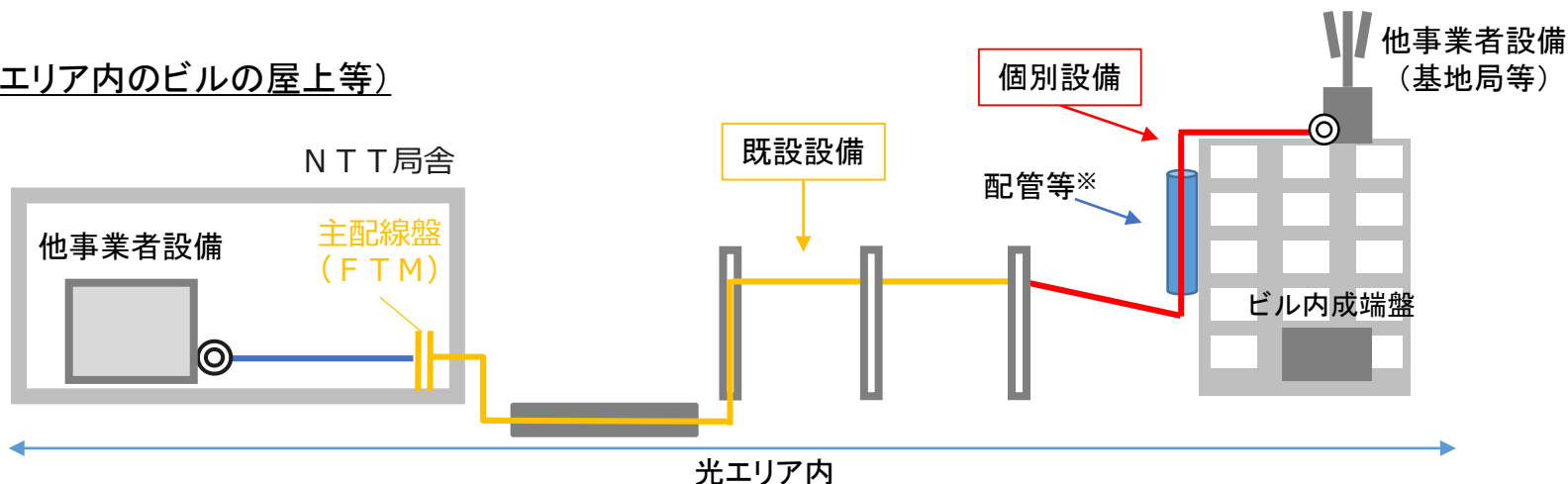
## フレキシブルファイバ(光エリア外)

NTT東日本・西日本の光エリア外において新たに設備を構築して役務提供するもの。



## フレキシブルファイバ(光エリア内のビルの屋上等)

NTT東日本・西日本の光エリア内においてNTT東日本・西日本が指定する成端箇所以外の箇所に成端するもの。

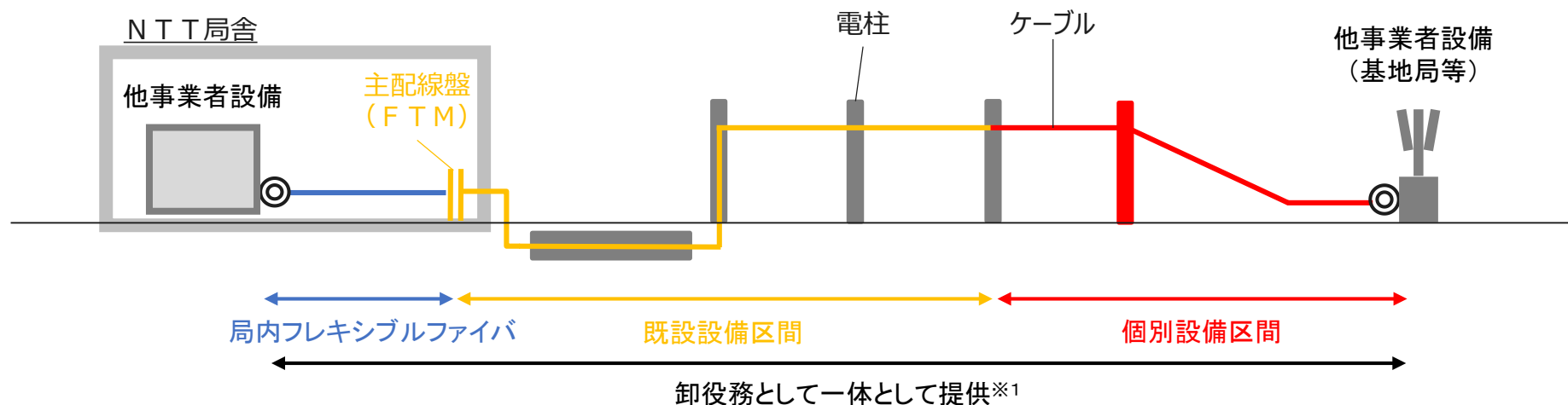


※ 配線ルートは、他事業者もしくはビルオーナーが準備(私設柱、建物外壁配管、地下配管等)



- フレキシブルファイバは、局内設備、既設設備区間、個別設備区間ごとに料金が設定されており、局内設備、既設設備区間の卸料金については、通常、加入光ファイバとして接続により提供される接続料に比べて、高額となっている。
- フレキシブルファイバを利用する場合には、局内光伝送路も局内フレキシブルファイバとして卸提供されている。現在のところ、フレキシブルファイバと局内ダークファイバ接続を組み合わせる利用はされていない。

## フレキシブルファイバの概要図



提供料金 (2019年度)	局内フレキシブルファイバ	既設設備区間	個別設備区間(新設区間)
初期費用			
月額料金			
撤去費			

※1 局内フレキシブルファイバは、自己設置または加入ダークファイバ等と合わせて提供される場合を除く。

※2 局内ダークファイバの2020年度の接続料は、NTT東日本:351円、NTT西日本:284円。

※3 加入光ファイバ(シングルスター方式)の2020年度の接続料は、NTT東日本:2,244円、NTT西日本:2,361円。

※4 報酬等を含む。

○ 2020年12月末時点におけるフレキシブルファイバの提供回線数は  と増加傾向。

○ フレキシブルファイバの回線数における卸先事業者別の割合は、  
[ ]  
[ ]している。